平成２３年（フ）第１７２８号
埼玉県朝霞市宮戸４丁目６番43号
債務者　村山　　均
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　綿引　剛一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月23日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４１号
京都市上京区一条通松屋町西入鏡石町29番地２
債務者　小山　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　則明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４８６号
和歌山県紀の川市下井阪259番地の１　コモドヴィラⅡ101号室、住民票上の住所和歌山県紀の川市東毛182番地
債務者　前阪　恒好
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　正紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１３００号
埼玉県和光市下新倉５丁目14番８号　オオシマハイツA101
債務者　澤田　博幸
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永野　貴行
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第５３３号
岐阜市福光南町14―４、住民票上の住所岐阜市六条東２丁目10番11号
債務者　澤田眞由美
1　決定年月日時　平成23年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１７号
北海道紋別市花園町４丁目８番５号
債務者　吉川　幸喜
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２３年（フ）第１２９８号
埼玉県川口市西青木２丁目４番32号　モール青木105号、旧住所埼玉県朝霞市根岸台３丁目８番26―103号
債務者　櫻岡　嘉平
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４９４号
埼玉県鴻巣市松原１丁目11番10号
債務者　八木　　剛
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６６０号
埼玉県川口市栄町３丁目12番６号　サカエコーポ307号
債務者　川村　治子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８９号
埼玉県鴻巣市神明３丁目３番26―202号　ビューテラス、旧住所埼玉県鴻巣市八幡田632番地10
債務者　利根川大介
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７１８号
埼玉県幸手市大字幸手2286番地２
債務者　小沼　裕介
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２０５号
埼玉県熊谷市江南中央２丁目14番地７
債務者　長田　祐二
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第４３０号
埼玉県比企郡滑川町月の輪６丁目18番地15　フィアブラッド201
債務者　川西　祐子
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５１３４号
大阪市北区中津１―17―22　メロディハイム中津五番館509、住民票上の住所大阪市北区本庄西３丁目８番11号　コスミックパレスⅡ302号室
債務者　吉川　幸栄
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５５号
大阪府豊中市南桜塚１丁目４番28号
債務者　瀬戸川皓之
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６３６０号
大阪市東住吉区北田辺２丁目13番23号
債務者　森脇　史生
1　決定年月日時　平成23年10月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部